

みんなで考えよう！協働のまちづくり

～住民自治基本条例（仮称）の制定に向けて～

本市では、市民のみなさんが主役の「協働」によるまちづくりを推進するため、「住民自治基本条例（仮称）」の制定に向けて取り組みを進めています。

この条例は、自治体運営の基本的な理念や仕組みなどを定めるものであり、まちづくりの最も基本となる条例です。

住民自治基本条例フォーラム

みんなで考えよう！ 協働のまちづくり

日時 平成18年11月12日（日）
午後1:30～3:45
ところ 国府町中央公民館 ホール

入場
無料

基調講演

演題 「住民自治基本条例と協働のまちづくり」

講師 松下 啓一教授

（大阪国際大学法政経学部法政経学科）

講師プロフィール

横浜市役所で26年間政策づくりを担当
研究分野：現代地方自治（自治体公共政策
／NPO・協働／政策法務）
所属学会：自治体学会、日本NPO学会



各地の状況

「住民自治基本条例とは何か？—その意味と制定の背景—」

講師 吉弘 憲介研究員

意見交換会



出前説明会を開催していますので、
お気軽に連絡してください。

問い合わせ先

市役所本庁舎協働推進課

☎ (0857) 20-3181 ☎ (0857) 21-1594

電子メール kyodosuishin@city.tottori.tottori.jp

近年の社会情勢の変化とともに、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、様々な地域の課題が生じています。憲法や地方自治法、各種の法律・条例だけでは、住民のニーズに応える多様な行政サービスを提供することや、地域の課題を解決することが難しくなっています。

また、平成12年4月より、地方分権一括法が施行され、市町村には、自己責任・自己決定による自立的な行政運営が求められています。これからの自治体運営は、地方自治の主人公である市民を主体とする「住民自治」の充実を図ることが重要です。

このため、本市では、市役所内にプロジェクトチーム設置準備会を設け、「住民自治基本条例（仮称）」についての調査・研究を進めるとともに、出前説明会を開催するなど、条例の制定に向け、市民のみなさんの認識を深め、気運を高める取り組みを行っています。現在、市民を中心とする、「みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会（仮称）」の設置について、準備を進めています。

今後も、市報などで「住民自治基本条例（仮称）」の検討状況や協働のまちづくりの事例などについてご紹介していきます。

市民のみなさんのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。